

令和 2 年 第 13 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 11 月 27 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和2年11月27日(金)

午後4時3分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第117号 農地法第3条許可について

議案第118号 農地法第4条許可について

議案第119号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第120号 農地法第5条許可について

議案第121号 非農地証明について

議案第122号 農用地利用集積計画の決定について

議案第123号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

[報 告]

報告第66号 専決処分報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第67号 専決処分報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第68号 専決処分報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第69号 専決処分報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第70号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第71号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番 日高隆志	3番 桑畑節夫	4番 久保田章生
5番 鬼塚健太	7番 川越定光	8番 川崎和久
9番 松田実	10番 川越忠次	11番 長友紘子
12番 川越正彦	13番 岡原明美	14番 持原義信
15番 小倉俊博	16番 佐藤裕次郎	17番 片上英行
18番 高間秀一	19番 川越達也	20番 前田峰子
21番 中村和寛	22番 外蘭香	23番 蛭原安德
24番 松田真郎		

5. 欠席委員

2番 岡武義	6番 川野富男
--------	---------

6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係副主幹	迫 田 秀 一 朗		
総務係主事	加 野 歩 夢		


7. 市長部局出席者


農政企画課

農地政策係主任主事 藏 田 雄 一

署名委員

議長 松田美 

委員 川越達光 

委員 川越達也 

午後4時3分開会

○議長（松田） これより令和2年第13回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、2番岡武義委員、6番川野富男委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、7番川越定光委員、19番川越達也委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり1ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は7議案の御審議をお願いいたします。

議案第117号「農地法第3条許可について」は15件でございます。

議案第118号「農地法第4条許可について」は1件でございます。

議案第119号「農地法第5条許可に係る事業計画変更について」は1件でございます。

議案第120号「農地法第5条許可について」は24件でございます。

議案第121号「非農地証明について」は4件でございます。

議案第122号「農用地利用集積計画の決定について」は154件でございます。

議案第123号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は12件でございます。

以上、審議件数は211件となっております。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、48万8,339平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、40万5,350平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 117 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

今回、3 名の認定農業者等が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。1 ページの番号 173、2 ページの番号 177、番号 178 が該当しますが、番号 173 は、申請者が基盤強化法と 3 条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、また、番号 177、番号 178 は、売買価格が地域の相場より高かったことから、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 171、172 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

受人の耕作面積が 2,578 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が 6,974 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

なお、同様に今回の申請で総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、3 ページの番号 179、番号 180、番号 182、4 ページの番号 184 がございます。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページを議題としますが、私自身に関わる案件がございますので、このページについては、会長代理の川越正彦委員に議長をお願いいたします。

○議長（川越代理） 議長を務めさせていただきます川越です。よろしくお願いいたします。

議案第 117 号農地法第 3 条許可について、2 ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、松田実委員の退室を求めます。

(9 番松田実委員退室)

○事務局(山之上) 番号 178 を御覧ください。

申請人の本申請前の経営面積は 3,870 平方メートルで 5,000 平方メートルを下回っておりますが、イチゴの施設栽培を行っており、集約的農業 20 アール以上に該当し、法第 3 条の要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(川越代理) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越代理) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越代理) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

松田実委員の入室を求めます。

(9 番松田実委員入室)

○議長(川越代理) 議案第 117 号農地法第 3 条許可について、2 ページは決しましたので、議長を会長へお返しいたします。

○議長(松田) 議事を続けます。

これより、3 ページを議題とします。

○事務局(山之上) 番号 182、4 ページの番号 184 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請人は以前より農業に従事しており、今後、農業経営の多様化を目指したいと計画し、本申請に至ったものです。また、冒頭に申し上げたとおり、受人の耕作面積は 0 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が 8,584 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号183を御覧ください。

受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、国富町で認定農業者の認定を受けております。受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、国富町で2万1,290平方メートル耕作しており、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、国富町農業委員会に全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第118号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号 38 を御覧ください。

申請人は、宮崎市佐土原町下田島在住の農家です。申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります佐土原総合支所から北東に約 1.8 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎はコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防ぎ、水路に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 119 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、6 ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者がいるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認

められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号7を御覧ください。

本申請は、公共工事に伴い、仮設倉庫などとして利用するため一時転用の許可を受けたものですが、工期が延長になったことから、利用期間の延長が申請されたものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第120号農地法第5条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

まず、番号275を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原町在住の農家、受人は宮崎市波島在住の個人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から北に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していま

すが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、9ページの番号282、284です。

次に、番号276を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市古城町在住の個人、受人は都城市南横市町に本拠を置く林業などを営む法人です。申請地は、宮崎市古城町にあります（旧）宮崎市南部環境美化センターから北に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を民間事業に伴う木材仮置場などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、同様に「農用地区域または第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、番号277、8ページの番号278、279、280、9ページの番号281です。

また、番号277及び8ページの番号278は、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、現場事務所などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、片上英行委員の退室を求めます。

（17番片上英行委員退室）

○議長（松田） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

片上英行委員の入室を求めます。

（17番片上英行委員入室）

○議長（松田） 次に、9ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号283を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町五町在住の農家、受人は宮崎市丸山在住の削蹄師兼農家で親子です。申請地は、宮崎市高岡町浦之名にあります宮崎市高岡交流プラザから北東に約1.1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を牛舎などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、ほとんどが自己所有地となっており、新たな造成や建築は行わず、現状のまま利用します。なお、堆肥置場は、敷地の表土を敷き藁で覆い、堆肥を吸着させることで飛散を防ぎ、さらにビニールシートで覆い、雨水と混ざることによる汚水発生を防いでいることから、周辺農地への影響はないと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 121 号非農地証明について、15 ページから 16 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第 121 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、4 件の案件について御説明いたします。

申請番号 19 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

次に、申請番号 20 は、昭和 53 年頃に市道の道路改良工事に伴い宮崎市土地開発公社が先行買収を行った土地の残地であります。過小地なため、隣接所有者が意図せず擁壁を設置していることが境界立会にて発覚し、隣接所有者が買取りを希望してお

ります。以上のような経緯で10年以上耕作放棄され、宅地化しております。

次に、申請番号21は、農地台帳に「田」として登録されていましたが、登記簿地目は「山林」で現況も同様であることから、意図せず農地所有適格法人ではない申請人が売買の上、取得しております。このたび、申請人が事業用地として手続を進める中で、農地台帳に登録されている農地であることが判明し、改めて現況を確認したところ、10年以上耕作放棄された様相で、山林化していることが分かりました。

最後に、申請番号22は、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、11月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 農業委員の調査を3回程行いましたが、非農地証明が多くなっているような気がします。登記簿で農地と登記されているところを現地調査し、農地ではないと証明するのでしょうか、10年単位で耕作されていないことの現地調査の基準、見方があるのかを、お伺いしたいと思います。

○事務局（稗苗） この非農地証明につきましては、宮崎県で証明書交付手続要領を定めておまして、その中で、非農地は、10年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難な土地ということになっております。細かい要件を申し上げますと、青地でないとか、農業生産力の高い農地でないとか、集団性のある優良農地ではないといった要件等がございます。もちろん10年以上耕作していなければ無条件で認められるといったものではなくて、農地でないことを証明するわけですので、違反転用されたような農地は10年以上たっても該当しません。具体的には、なかなか耕作することが困難で、管理が難しくて意図せず山林化や原野化してしまったものがこういった非農地の要件に当たるものと考えております。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。今日の案件の中で、特に22番は面積が3,000平米もあるところに、現地を見て、恐らくこれは地番も連番ですから同じと

ころだと思いますが、山林原野と一口で言いますが、山林ということであれば恐らく10年以上の木が立っているのではと思いますが。原野と見れば、ただ耕作放棄地ではないかと思えます。3,000平米の土地を10年以上耕作放棄しているなら、ひょっとすると耕作できるのではないかと見られるのでは思ったので、その基準を聞いたところです。ここが10年以上の木が立っているということであるなら山林でしょうけれども、これは登記上はどう指導されるのでしょうか。

○議長（松田） 私がこの部分について現地確認をしましたので、報告いたします。今回の農地については、私の自宅の近くですが、私の知る限りでは、迫田の中で30年以上、その付近は全体的に耕作できない状態です。この前、事務局の職員と現地も確認に行きましたが、到底これは農地として使える状態ではないということを確認しました。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。恐らく清武にもそういうところが相当あるんですけども、今後、非農地で、耕作放棄で荒れて農地に入れなところは、このような処理をされていくのかなと思えます。現地を見て確認して証明を出すという手順でやっていかれるということですね。分かりました。

○事務局（稗苗） 蛭原委員のおっしゃるとおり、荒れてしまい、こういったところが今後増えてくるかもしれませんが、違反の意図があつてされたものは当然対象にはならない、やむなく管理が困難で10年以上たってしまったものは一応該当するという考えです。

それと、先ほど登記の件についてお話しされたと思うんですけど、その件についてお答えさせていただきます。こちらは現況地目が山林原野、判定地目も山林原野と書いてありますが、不動産登記法上は、山林と原野は別の地目です。今回は判定としては原野で、木は多く生い茂っていない状態です。但し、これはシステム上の話になりますが、農地台帳システムに基づいて議案書をつくっており、その中では山林原野が一つのカテゴリーになっておりまして、それで山林原野という表記がしてあります。

登記上は山林か原野かどちらかになり、原野化しているところは事実上そうなっているということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

議案第122号農用地利用集積計画の決定について、17ページから94ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

(15番小倉俊博委員退室)

○事務局(加野) 議案第122号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、17ページの番号142番から60ページの番号221番までの80件でございます。

利用権設定につきましては、61ページの番号1462番から94ページの番号1513番までの52件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が6件、新規設定が11件、賃借権の再設定が12件、新規設定が21件となっております。

また、94ページの番号1512番から1513番の2件につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します105ページの番号1533番から106ページの1534番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長4年10カ月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

(15番小倉俊博委員入室)

○議長(松田) 次に、95ページから106ページまでの所有権移転分を議題とします。

○事務局(加野) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、95ページの番号1514番から106ページの番号1535番までの22件でございます。

なお、105ページの番号1533番から106ページの1534番につきましては、先ほど説明いたしました94ページの番号1512番から1513番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後、売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

また、106ページの番号1535番につきましては、農地中間管理事業の特例事業により、公益社団法人宮崎県農業振興公社が一時貸付をしている受人からの申出により、貸付終期を迎える前に時期を早めて売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第123号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、107ページから132ページまでを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第123号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第8条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第3条の2第2項に定めるところによ

り、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程をしております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が12件でございます。

現地調査は11月20日及び24日に地元農業委員の立会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討しましたが、いずれの案件も、その基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課であります農政企画課より説明があります。

○農政企画課（蔵田） 議案第123号は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく農業振興地域整備計画において、10月に変更要望のあった案件のうち、農用地区域からの除外要望案件について、農業委員会の御意見をお伺いするものです。

それでは、議案書の107ページを御覧ください。こちらが農用地区域からの除外要望のあった12件の一覧となります。

なお、筆数の多い案件については、108ページに筆の一覧を記載しておりますので、御参照ください。

それでは、案件番号1番から順に御説明いたします。

図面は109ページ、また分かりづらいかもしれませんが、広域図を裏面の110ページのほうに記載しておりますので、御覧ください。こちらの要望地は佐土原町下那珂、ホンダロック広瀬工場の西側に位置しています。変更内容は住宅用接道用地、本件につきましては、要望者が当該地の北側隣接地に住居を建設するに当たり、建築基準法上の接道を確保する必要があり、当該地の除外要望に至ったものであります。

続きまして、案件番号2番です。

図面は111ページ、広域図は112ページを御覧ください。要望地は田野町乙、田野町北部にある堀口集落、田野町と高岡町の境界付近にあります。県道日南高岡線から少し東側に入った市道沿いが当該地です。変更内容は公衆用道路用地、要望者は当該地北側に沿う市道を使用している地元の建設業者となります。本件については、当該市道を大型車両が頻繁に通るということから、地元から道路の拡張の要望が出ておりました。そのため、その道路拡張部分が農用地区域からの除外が必要ということで、

今回の除外要望に至ったものです。また、整備後、この道路を拡張した後は、その拡張した部分も市道に編入するように計画しております。そのことについては、関係部署と協議中ということです。

続きまして、案件番号3番です。

図面は113ページ、広域図は114ページを御覧ください。要望地は田野町乙、田野町北西部の野崎集落に位置しております。なお、本件につきましては、登記地目は山林ですが、現況地目が畑となる土地になります。本件の変更内容ですが、太陽光発電施設用地ということで、本件につきましては、今年の4月、またそれ以前にも同様の要望があったんですが、国営大淀川右岸土地改良事業の計画受益地となっている関係で、要望取下げとなっていました。今回は、国営大淀川右岸土地改良事業の計画受益地からの除外要望書のほうも、受益地の代替地を確保した上で併せて提出しております。その手続により計画受益地からの除外がされるのであれば、農振法としても農用地区域からの除外を検討するものです。

続きまして、案件番号4番です。

図面は115ページ、広域図は116ページを御覧ください。要望地は高岡町花見、高岡町の東部にある中山集落というところにあります。場所としては、宮崎中央森林組合の付近というところになります。変更内容は資材置場用地、要望者は地元のタイル・石工事業を営んでおられて、既存の資材置場では手狭になり、新たに資材置場が必要となったという理由で今回の除外要望に至ったものです。また、ここにつきましては、国営大淀川左岸土地改良事業の計画受益地となっているのですが、その除外手続も併せて進めることとしております。なお、当該地は、平成28年度に非農地判断された土地となっておりますので、既に地目は原野に変更されている土地となっております。

続きまして、案件番号5番です。

図面は117ページ、広域図は118ページを御覧ください。要望地は高岡町花見、高岡町東部にある、先ほどの案件と同じ中山集落にあります。中山集落の中でも、宮崎市の堤内地区との境界近くに位置しております。変更内容は農家住宅用地ということで、この案件については、要望者がもともと当該地の隣接地、白地部分にあった住宅

を、昭和 51 年頃に農用地区域（青地）である当該地に増築してしまったことに伴う是正手続としての除外要望となります。

続きまして、案件番号 6 番です。

図面は 119 ページ、広域図は 120 ページを御覧ください。要望地は高岡町浦之名面早流地区、国道 10 号線の柚木崎橋だったり大淀川沿いの九州電力発電所の近くになります。変更内容は太陽光発電施設用地ということで、本件については、平成 29 年 5 月に当該地の西側隣接地の約 4.9 ヘクタールを農用地区域からの除外を経て太陽光発電施設用地として既に整備している箇所、その東側に隣接する形で今回約 1.7 ヘクタールの敷地拡張を計画しているものです。また、当該地周辺は、ここ数年、台風時などに土砂崩れ等の被害が何件か発生しているような地区であることから、地元からも対策を講じるように要望が出ておりまして、今回の整備においては、排水対策のほうが課題となっております。

続きまして、案件番号 7 番です。

図面は 121 ページ、広域図は 122 ページを御覧ください。要望地は高岡町小山田、高岡温泉やすらぎの郷の近く、北東部付近に位置しております。変更内容は、当該地の隣接地で大葉等を生産する農業法人の有限会社グリーンハウス宮崎の事務所及び社員寮及び倉庫となります。本件については、平成 7 年頃に農用地区域からの除外手続を経ずに事務所、社員寮、倉庫を建設してしまったことに伴う是正手続の除外要望となります。

続きまして、案件番号 8 番です。

図面は 123 ページ、広域図は 124 ページとなります。要望地は清武町加納甲、加納小学校の北側、清武町池田台の西側付近に位置しております。変更内容は電気工事会社の駐車場です。要望者は当該地の隣接地にある電気工事会社の小城電設というところでありまして、既存の駐車場では手狭になったということで、今回の除外要望に至ったものです。

続きまして、案件番号 9 番です。

図面は 125 ページ、広域図は 126 ページを御覧ください。要望地は清武町船引、場所としましては、古城町にある宮崎市南部環境美化センターの南側、また東九州自動

車道の東側付近に位置しております。変更内容は太陽光発電施設用地ということで、もともとこの案件については、当初、当該地の北側隣接地の2筆を計画地に含んだ計5筆で今年の4月に要望があった案件ですが、その北側隣接地の2筆が国営大淀川右岸土地改良事業の計画受益地となっていた関係で、4月の案件は一旦要望を取り下げたというような経緯があります。今回は、計画受益地部分である北側隣接地2筆の除外というのを断念しまして、計画受益地になっていない3筆部分のみを除外するというような形で再度要望が上がったものです。なお、今回の3筆については、受益地の問題はないんですが、当該計画に係る農道等の使用について地元土地改良区等と協議中ということです。

続きまして、案件番号10番です。

図面は127ページ、広域図は128ページを御覧ください。要望地は高岡町高浜、場所としては、月知梅公園の西側、大淀川沿い、大淀川に架かる大の丸橋の近くに位置しております。変更内容としては九州電力のダム放流用サイレンというところで、本件については、昭和50年代頃に既に設置済みの施設となっておりまして、その当時はその手続を経ずに設置してしまったということから、今回はその是正をするというような手続となります。また、ここが大淀川左岸土地改良事業の受益地となっている関係で、その除外手続も併せて今回行うこととしております。なお、本件につきましては、農振法上は公益性の高い事業に係る施設ということで、許可不要の案件となります。

続きまして、案件番号11番です。

図面は129ページ、広域図は130ページを御覧ください。要望地は高岡町浦之名、高岡町西部にある内山地区の南側に位置しております。変更内容は九州電力の送電鉄塔ということで、この案件については、既存の送電鉄塔があるんですけど、そこが老朽化だったり設計が古いという理由から、やむを得ず隣接地である農用地、青地である当該地に建て替える必要があったというものです。ここについても、大淀川左岸土地改良事業の受益地となっている関係で、その除外手続も今回併せて、やむを得ないということで行うこととしております。こちらも農振法上、公益性の高い事業に係る施設ということで、許可不要の案件となります。

最後に、案件番号 12 番となります。

図面は 131 ページ、広域図は 132 ページを御覧ください。要望地は高岡町上倉永、柞木橋集落というところに位置しております。変更内容は KDDI の携帯電話用無線基地局ということで、本件につきましては、事業者による電波シミュレーションだったり安全面等の理由から、やむを得ず農地であり青地である当該地での計画に至ったものです。なお、こちらも農振法上、公益性の高い事業に係る施設として許可不要の案件となります。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見、御質疑等ございませんか。

○24 番（松田真郎委員） 案件 9 番について意見を述べさせていただきたいと思えます。申請地を含め船引地域の農地は、清武町域においても最も優れた優良農地です。私を含め町内の農業者、また近隣の赤江、木花、田野町の農家さんがここを欲しがっているという現状です。申請地が改良区域外ということですが、地主は農業構造改善事業がなされたときに真っ先に反対されています。改良区から外れているとはいえ、ここは優良農地には間違いなく、除外への反対者も多いんです。説明が地区内でされたと言われますが、改良区の理事長さんに話を伺いますと、「何の話もないですよ」と、そういう返答でした。ですから、もう少し時間を取って話合いの時間を設けてほしいと、それからまた申請してほしいというふうに相手方に伝えてもらえるとうれしいと感じます。以上です。

○農政企画課（蔵田） 本件については現地調査がありました。その後一度事業計画者のほうに先ほどいただいた件の説明をしております。確かに、こちらとしては、地元との協議が、同意が得られないと除外もできないということを説明しておりますので、それができなければ除外もできないということになります。事業者からは協議中という説明を受けていましたが、そこがなされていないということだったので、慎重に判断したいと思います。

○24 番（松田真郎委員） よろしくお願ひします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

事務局から何かありませんか。

○事務局（稗苗） 事務局としては、「周辺農地に影響のないようにすること」との意見を付してはどうかと考えますが、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 御意見ございませんか。

○24番（松田真郎委員） この申請地は、改良区の農地の上段になるため、傾斜地になっており、全ての雨水が改良区内の農地に入ってくるという状況です。現場を見てもらえるとすぐ分かると思いますが、今、突発的な雨が降った場合、排水路が、なんとか機能を果たしているのですが、この新たな雨水が流れて来た場合、本当に今作っている農作物が被害を被るのではないかと、そういった農家さんの声も聞いています。ですから、先ほど言いましたように、時間をつくって協議の場をもっと持った上で、今即答ではなくて、再度申請していただければと思います。

○事務局（稗苗） 今の松田委員の御意見を踏まえまして、案件9番につきましては、「地元の土地改良区との協議を終えた上で申請する」というような意見を付すという形でもよろしいでしょうか。

○24番（松田真郎委員） よろしくお願ひします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

ただいま事務局から提案のありましたとおり、本案件に意見を付することで賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、事務局案のとおり意見を付することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第66号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第 67 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 11 件でございます。

報告第 68 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 69 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 26 件でございます。

報告第 70 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 71 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 15 件でございます。

なお、報告第 66 号、第 67 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 68 号、第 69 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 2 年第 13 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 5 時 6 分閉会